

会津若松市における信用保証料補助金のご案内

(令和8年4月1日～)

①「福島県起業家支援保証制度（創業関連保証枠）」をご利用された方

◆補助対象者

以下の全てを満たす市内の中小企業者

- ・福島県起業家支援保証制度要綱中の創業関連保証枠の規定に基づく融資を受けた。
- ・事業を営んでいない個人が、市内に事業所を置いて創業又は会社の設立を行った日から起算して、福島県信用保証協会から信用保証の決定を受ける日までの間が1年以内である。

◆補助金額

福島県信用保証協会に納付した信用保証料の4分の3（75%）
（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てとなります。）

◆補助申請期限

融資を受けた日から起算して6か月以内

◆必要書類

- ・市創業支援信用保証料補助金交付申請書
- ・市創業支援信用保証料補助金交付請求書
- ・借入申込書または契約証書（写し）
- ・信用保証決定のお知らせ（お客様用）（写し）
- ・税務署に提出した開業届出書の写し又は登記事項証明書（写し）
- ・口座振替登録（変更）申請書

②「会津若松市中小企業未来資金保証融資制度」をご利用された方

◆補助対象者

会津若松市中小企業未来資金保証融資制度要綱に基づく融資を受けた市内中小企業者

◆補助金額

福島県信用保証協会に納付した信用保証料の4分の3（75%）
（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てとなります。）

（令和8年4月1日から令和9年3月31日までに融資を受けた方に対する補助割合となります。）

◆補助申請期限

融資を受けた日から起算して6か月以内

◆必要書類

- ・市中小企業未来資金保証融資制度信用保証料補助金交付申請書
- ・市中小企業未来資金保証融資制度信用保証料補助金交付請求書
- ・借入申込書（写し）または契約証書（写し）
- ・信用保証決定のお知らせ（お客様用）（写し）
（信用保証料の金額・計算式・保証日が分かる書類）
- ・口座振替登録（変更）申請書

申請書類提出先・問い合わせ先

観光商工部 商工課 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

(TEL 0242-39-1252 FAX 0242-39-1433)